

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

昭和47年ごろ国民年金に加入し、住み込みで働いていた職場の同僚と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、平成3年8月からは国民年金基金に加入し、同年度から保険料を前納しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までについて、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、上記の納付意識の高さを踏まえれば、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月から52年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 10 月まで

私は、国民年金に加入して以降、加入期間について、国民年金保険料を必ず納付しており、申立期間だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 10 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、59 年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、このことは、オンライン記録により 60 年 4 月 12 日に追加処理されていることが確認できることから、その時点で申立期間は、現年度納付が可能である上、A 市では、資格喪失届を受け付けた際、未納保険料が有る場合、納付書を発行し納付勧奨していたことが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料については、納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 39 年 1 月から 44 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 44 年 6 月まで

父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が納付し、父親が亡くなってからは兄が納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 3 か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 10 月に申立人の兄と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の父親は、このころ国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間は現年度納付が可能である上、申立人の兄の同期間の保険料については納付されていることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者になったことに伴い、国民年金の被保険者資格を昭和 38 年 8 月 15 日に喪失し、同年 8 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料が、49 年 4 月 4 日に還付決定され、同年 5 月 30 日に還付されていることが申立人に係る特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。

しかし、申立人は、昭和 38 年 8 月 15 日に取得した厚生年金保険被保険者

資格を39年1月11日に喪失し、44年7月1日に同資格を再取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間ではなく、国民年金保険料を還付する対象期間とはならないことから、還付処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、親に勧められて国民年金に加入して以降、多少遅れることはあっても、必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間の1か月分のみが未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は昭和53年4月以降、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは未納となっていることが確認できるものの、申立期間後の平成6年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立人は、申立期間についても、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月から18年4月までは34万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは34万円及び同年12月から20年2月までは36万円とすることが必要である。

また、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年8月5日は20万円、同年12月8日は33万円、16年8月6日は22万円、同年12月7日は35万円、17年7月16日は27万円、同年12月15日は38万円、18年7月31日は27万円及び同年12月15日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月22日から20年3月1日まで
(標準報酬月額)
② 平成15年8月5日(標準賞与額)
③ 平成15年12月8日(標準賞与額)
④ 平成16年8月6日(標準賞与額)
⑤ 平成16年12月7日(標準賞与額)
⑥ 平成17年7月16日(標準賞与額)
⑦ 平成17年12月15日(標準賞与額)
⑧ 平成18年7月31日(標準賞与額)
⑨ 平成18年12月15日(標準賞与額)

申立期間に勤務していたA有限会社(現在は、B株式会社)における実際の給与支給額は36万円から38万円であるが、社会保険庁(当時)には標

準報酬月額が9万8,000円と記録されている。また、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額が記録されていない、給与明細書及び賞与支給明細書を所持しているため確認の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成13年11月から20年2月までの期間について、申立人名義の預金口座より、A有限会社から毎月30万円前後の給与額が振り込まれていることが確認でき、申立人から提出された給与明細書で確認できる期間においては、34万円から38万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、申立人と同様に標準報酬月額が9万8,000円と記録されている同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、申立期間の一部の期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない期間について、申立人の預金口座に振り込まれている給与額は、毎月増減があるものの、当該期間の前後の期間における厚生年金保険料の控除額は同額であることを考慮すると、当該期間においても36万円から38万円の標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていたとするのが妥当である。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、給与明細書から確認できる報酬額及び保険料控除額から判断して、平成13年11月から18年4月までは34万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは34万円及び同年12月から20年2月までは36万円とすることが必要である。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑨について、申立人が所持している賞与支給明細書において、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、標準賞与額については、平成15年8月5日は20万円、同年12月8日は33万円、16年8月6日は22万円、同年12月7日は35万円、17年7月16日は27万円及び18年12月15日は38万円とすることが必要である。

また、申立期間⑦及び⑧について、申立人は賞与支給明細書を所持していないが、申立人の預金口座に振り込まれている賞与の振込額は、申立期間⑦は平成18年12月、申立期間⑧は平成17年7月の賞与の振込額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、上記、申立期間⑦及び⑧の前後の期間における賞与支給明細書において、保険料の控除が確認できることを考慮すると、当該期間においてもそれぞれ、38万円及び27万円の標準賞与額に相当する保険料額が控除されていたとすることが妥当であり、当該期間の標準賞与額は、平成17年12月は38万円、18年7月は27万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A有限会社は既に解散しており、事業主は不明としているが、申立期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録のある10人全員の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、前記被保険者の10人全員の標準賞与額が長期間において記録されていないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年10月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、給与振込額も不明であることから、報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、事業主に照会したが、当該期間の賃金台帳等の関連資料を保存しておらず不明と回答しているため、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

平成17年7月8日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した賃金台帳から、申立人は申立期間において、200万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、A株式会社が保管していた申立てに係る賞与支払届の控えから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 2 日に当該届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年6月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額は、昭和17年6月から18年3月までは50円、同年4月から同年11月までは60円、同年12月から19年5月までは70円及び同年6月から20年5月までは90円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係るA株式会社C支店D局における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は22年4月2日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額は、昭和20年6月から21年2月までは90円、同年3月は200円及び同年4月から22年3月までは210円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年6月1日まで
② 昭和20年6月1日から22年4月2日まで

私は、昭和17年1月10日ごろにE株式会社（後に、A株式会社）に入社し、20年6月ごろまで継続して勤務し、引き続きA株式会社D局に22年ごろまで勤務をしたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和17年2月から22年4月までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、A株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び生年月日が一致する昭和17年4月1日から20年6月1日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められ、申立人のA株式会社C支店における資格取得日に係る記録を、当時の労働者年金保険法が施行された昭和17年6月1日、資格喪失日に係る記録を20年6月1日とすることが妥当である。

なお、標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和17年6月から18年3月までは50円、同年4月から同年11月までは60円、同年12月から19年5月までは70円及び同年6月から20年5月までは90円とすることが妥当である。

申立期間②について、A株式会社C支店D局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び生年月日が一致し、資格取得日が昭和20年6月1日であり資格喪失日が記録されていない基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、B株式会社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が昭和22年4月2日に同社F所で厚生年金保険の資格を取得したと記載されている上、申立人のA株式会社G支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日は、同年4月2日と記載されており双方の記録が一致している。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められ、申立人のA株式会社C支店D局における資格取得日に係る記録を昭和20年6月1日、資格喪失日に係る記録を同社G支店における資格取得日と同日である22年4月2日とすることが妥当である。

なお、標準報酬月額については、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和20年6月から21年2月までは90円、同年3月は200円及び同年4月から22年3月までは210円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和55年5月6日、資格喪失日は同年12月28日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年5月から同年9月までは11万8,000円、同年10月及び11月は17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月6日から同年12月28日まで
株式会社Aで勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名、生年月日及び性別が申立人と一致する昭和55年5月6日から同年12月28日までの期間で基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、雇用保険の記録では、申立人は、株式会社Aにおいて、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和55年5月6日付けで被保険者資格を取得し、同年12月27日付けで離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和55年5月6日に株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格を取得し、同

年 12 月 28 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、未統合になった理由については、オンライン記録における申立人の氏名が相違しており、社会保険事務所において申立人の年金記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者原票の記録から、昭和 55 年 5 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月及び 11 月は 17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から27年7月10日まで

申立期間について、昭和30年5月1日に脱退手当金として2万354円を受給していることとされているが、受け取った記憶は無い。当時は病気療養中であり、3級の障害厚生年金を受給していたが、そのような大金を一括して受給していたら忘れるはずはないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、昭和30年5月1日に2万354円支給されていることが、オンライン記録により確認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類欄記載内容の判読は困難であるものの、年金証書記号番号欄に「A障*」、資格期間欄に「65」、平均標準報酬月額欄に「4,230」、支給金額欄に「20,354円」、支給（開始）年月日欄に「30.5.1」の記載が有ることが確認できる上、支給金額欄の2万354円は脱退手当金の法定支給額5,280円と相違し、平均標準報酬月額欄の4,230円も脱退手当金の平均標準報酬月額3,520円と相違している。

また、申立人は当時、病気療養中であり、3級の障害厚生年金を受給していたと主張しており、脱退手当金支給額とされている2万354円は3級の障害厚生年金の年金額と一致する上、障害厚生年金の平均標準報酬月額は4,230円であり、上記台帳記載内容と一致することから、当該金額は脱退手当金ではなく、障害年金の給付記録を脱退手当金の支給に関する記録

と見誤った可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年8月までの期間及び11年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月から7年8月まで
② 平成11年3月から同年6月まで

私は、会社を退職すれば、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の納付記録が無いことには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間①及び②当時、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、平成16年6月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①及び②について申立人の登載は無く、同市では、申立期間当時、申立人を被保険者として管理していなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1857 (事案 233 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで

第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、その後、平成 21 年 12 月 22 日付けで、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までを納付済みとする通知が社会保険事務所(当時)から届いた。この期間は、前回の申立てでは、訂正不要とされた申立期間の一部であることから、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月ごろに A 市 B 区において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 21 年 12 月 22 日付けの社会保険事務所からの通知において、国民年金保険料を納付済みとされた昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までについては、前回の申立てでは訂正不要とされた申立期間の一部であったことから、今回の再申立期間について調査してもらいたいとして再申立てしている。

上記の社会保険事務所が国民年金保険料を納付済みであると通知した期間は、別の国民年金手帳記号番号(*)が昭和 36 年 2 月に C 市において払い出されていたことが新たに判明したことによるものであり、同手帳記号番

号の特殊台帳（旧台帳）には、「36年度 10 00」、「36年10ヶ月分納付について*に転記」、「*と重複 取下げ」、「43.3.26D社会保険事務所より移管」などの記載が確認できることから、C市で作成された特殊台帳の納付記録が、A市において払い出された国民年金手帳記号番号（*）に統合処理されていることが確認できる。しかし、前回決定時に現存していた「E社会保険事務所」の特殊台帳（新台帳）の昭和36年度欄には未納「00 00」とされていることから、旧台帳を当該新台帳に更新した際、転記誤りしたものと推認される。

しかしながら、申立人がC市に居住していた当時の上記の特殊台帳には「不在 37.3.31」と不在被保険者として扱われていたことをうかがわせる記載もあり、このことは、戸籍の附票において、申立人は昭和37年2月にA市に転居していることとも一致し、申立人がC市で払い出された国民年金手帳記号番号（*）で再申立期間の国民年金保険料を納付するには、A市において国民年金の転入手続を行うことが必要であるが、当該手続を行った形跡は見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1858 (事案 1216 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年12月まで

第三者委員会の通知について、「その他の事情を含めて総合的に判断すると、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。」とあるが、「その他の事情」とは何を指すのか、新しい事実等が有れば列記してほしい。また、20歳から任意で加入していた兄の記録については記載漏れの事実があったにもかかわらず、兄にヒアリングを行っていないが、なぜ、このようなことが起きたのかを掘り下げ、保険料を納付したA相互銀行(当時)等を再確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、i) 昭和56年1月から58年3月までについては、申立人は学生であり、国民年金の任意加入を行っていないことから未加入期間であること、ii) B市の保管するマイクロフィッシュ(納付管理記録)では、申立人は被保険者として記載されていないこと、iii) 昭和58年4月から同年12月までについては、申立人が国民年金に加入した時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、第三者委員会からの通知文の内容や申立人の兄に係る金融機関の取扱い等について再確認を求めるとして、再申立てを行っているが、これらは、いずれも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を示すものではないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から同年11月まで

昭和40年7月に会社を退職したため、再就職するまでの間である申立期間は、国民年金に加入していた。加入手続は、妻が区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に勤務先を退職後、申立人の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳において、「初めて被保険者となった日」は昭和47年12月21日と記載されており、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から46年11月まで

私は、夫がA県B課に勤務していた際、国民年金の任意加入促進を行っていた夫の上司の指示も有り、昭和36年10月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月ごろ国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人の被保険者資格は任意となり、申立人の資格取得日は同年12月8日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、上記の国民年金手帳記号番号払出簿には、「はがき46 任」の記載が確認でき、当時、国民年金の任意加入対象者に対する加入勧奨が行われていたことがうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の

氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から41年5月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年5月まで

昭和37年4月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は集金人に夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までについて、申立人は、同年4月ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、申立人及びその妻の当該期間は未納であることが、当時の被保険者台帳である特殊台帳により確認できる上、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその妻は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、当該期間の保険料は、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人又はその妻が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立期間のうち、昭和37年4月から41年5月までについて、申立人の国民年金保険料は、既に納付済みの記録となっていることが特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、このことは特殊台帳において、申立人の死亡に伴い、当該期間を算定基礎とした死亡一時金（2万3,000円）が申立人の妻を受給権者として52年4月11日に支給決定されていることが記載されていることから確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から41年5月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 9 月 7 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、①昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 5 月 1 日までの 38 か月間及び②同年 5 月 1 日から 39 年 9 月 7 日までの 28 か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、それぞれA工場及び同社が合併吸収されたB有限会社に正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険の加入記録が無いことは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてはA工場の元事業主の供述及び同社の社会保険事務を代行していたC組合が保管する当該事業所に係る労働者名簿、申立期間②についてはB有限会社の事業主の供述、当該事業所に係る上記労働者名簿及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間のうち昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 7 日まで、A工場及びB有限会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B有限会社に照会したところ、当時の資料は残っておらず、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間①について、A工場の元事業主は、「申立期間当時の申立人の勤務状況について、具体的な出勤日数については覚えていないが、勤務が非常に不規則であったことは記憶している。また、従業員は皆、厚生年金保険に加入させていたと思うが、本人の希望等によっては加入しない

こともあったと思う。」と供述している。

さらに、C組合及び同組合を管轄していたD健康保険組合の複数の元事務員、A工場の元従業員等に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除についての具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、上記労働者名簿に記載されている者のうち、申立人以外にも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い者が見受けられることから、当該事業所においては必ずしも厚生年金保険に従業員全員が加入していたわけではないことがうかがえる。

次に、申立期間②について、B有限会社に照会したところ、「申立人は、雇用時、午前8時から午後5時までの勤務は不可能とのことであった。そのため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

また、当該事業所の元事務担当者は、「申立人は、勤務時間が不規則で毎月所定の勤務時間より残業時間の方が多かった。また、私は20人前後の給与計算をしていたが、その中の何人かについては、厚生年金保険料を控除していなかった。」との供述をしている。

さらに、同僚の一人は、申立期間当時の厚生年金保険の加入について、「入社後、事務担当者より厚生年金保険料等について説明を受け、厚生年金保険加入の希望を聞かれた覚えがある。また、申立期間当時は今ほど厚生年金保険の加入について厳密でなく、加入していない人もたくさんいた。」と供述しているところ、C組合が保管する当該事業所に係る労働者名簿に記載されている男子従業員16人のうち5人について、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所においては必ずしも厚生年金保険に従業員全員が加入していたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立期間①及び②において、A工場及びB有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号も連続しており、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月21日から53年3月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、私のA株式会社での資格喪失日が昭和52年1月21日になっているが、53年3月1日まで勤務していたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿によれば、A株式会社は平成7年11月21日に合併により解散しており、申立てに係る資料・記録は保存されておらず申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社を合併した株式会社Bの人事課から、「申立期間当時のA株式会社の総務担当者及び同僚の2人に対し、申立人の退職時期について社内調査を行った結果、2人とも、申立人は昭和51年12月か52年1月に退職した記憶があると説明している。」と回答があった。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人は昭和52年1月20日にA株式会社を退職していることが確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和52年1月21日にA株式会社において健康保険被保険者資格を喪失した後、健康保険の継続療養受給申請を行っており、申立人の継続療養

発行記録によれば、A株式会社を退職後の53年3月1日に就職した事業所で健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間、継続療養受給者証で受診していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 51 年 9 月 30 日まで
私は、申立期間においてA医院に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。
同院に勤務した記憶が明確にあるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院の事業主の供述から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、「従業員数が少ないので当時から厚生年金保険や雇用保険には加入していなかった。当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料等は保管していないが、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している上、オンライン記録からもA医院が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認するための供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、大学卒業後、すぐに就職したA学校（現在は、学校法人B）に昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A学校の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されていることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿において厚生年金保険欄の適用年月日の記載が無く、また、厚生年金保険被保険者台帳の記号・番号も記載されていないことから、A学校は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、学校法人Bの事業主に照会したところ、「財政的な理由から健康保険のみに加入しており、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚は人物が特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述が得られない。

加えて、雇用保険について、申立期間において申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1898 (事案 681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から同年 9 月まで
前回の申立てについて、平成 21 年 4 月 9 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、申立期間を昭和 34 年 2 月から同年 9 月までに訂正し、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A公団B所C事務所の業務内容を詳細に記憶しており、当時の職員の供述とも一致していることから申立人が勤務期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務したことは推認できるが、i) D株式会社E支社から、「該当すると思われる事業所はA公団B所C事務所であるが、申立人を雇用した事実を証する資料が無く、退職者リスト及び当時の職員録にも申立人の氏名が記載されていない。社員であれば厚生年金保険への加入手続を行っていたはずである。当時は、A公団の創成期で、同事業所の社員以外の者も同じ職場で勤務しており、同じ事業所に勤務していたとしても、すべての者が同公団の社員ではないと思われる。」旨の回答を得られたこと、ii) 当時、厚生年金保険が適用されていたA公団B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間を昭和 34 年 2 月から同年 9 月までに訂正しているが、その他に厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は提出されていない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて、申立期間に A 公団 B 所及び同 C 事務所に勤務した職員 42 人に照会したところ、そのうち 5 人の職員が、申立人を記憶していると供述しているが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることはできない。

また、申立人を記憶している上記職員のうちの 1 人は、「私は、昭和 34 年 4 月から A 公団 B 所 C 事務所に勤務したが、当時は臨時職員であり、35 年に採用試験を受けて正職員となった。」と供述している上、同職員は昭和 34 年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるため、当時、同事務所では、勤務しているすべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時に A 公団 B 所に勤務した職員についても申立人を記憶しているとする職員が複数存在することから、同所の後継事業所である株式会社 F に対し照会したが、当該事業所が保管する厚生年金保険の届出書類控えに申立人に係る書類は見当たらない旨回答しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、昭和 34 年 1 月の A 公団の機構改革まで、A 公団 B 所 C 事務所の業務を行っていた同公団 G 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
② 昭和 31 年 11 月 6 日から 35 年 12 月 1 日まで
株式会社A（後に、B株式会社）において、昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで勤務した。また、C株式会社D所において、同年 11 月 6 日から 35 年 12 月 7 日まで勤務していた。社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、株式会社Aは、昭和 34 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、申立期間①当時の事業主は所在不明であり、経理担当者も既に亡くなっていることから、解散時の代表取締役等に照会したところ、申立期間①当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨を回答しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認することができない。

さらに、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ

昭和 30 年 7 月 1 日である元同僚は、28 年 4 月に入社した旨を回答していることから、当時、当該事業所においては、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間②については、C株式会社D所は、昭和 47 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主に照会したものの、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が名前を記憶する元同僚は既に亡くなっているか所在不明であるため、C株式会社D所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時被保険者であった 8 人に照会を行ったところ、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、給与は日給であった。」と述べているところ、上記のうち、複数の元同僚が、「当該事業所においては、当時、正社員は月給で、臨時雇用社員は日給であった。」と供述している上、元同僚の 1 人は、「臨時雇用社員は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

加えて、申立人が自分より前から勤務していたと記憶している 2 人の元同僚の厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じく昭和 35 年 12 月 1 日となっているほか、複数の元同僚は、入社後相当期間経過してから正社員として厚生年金保険に加入した旨供述していることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで
② 昭和 38 年 1 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで

昭和 36 年から 40 年までの期間のうち、数か月間 A 社（現在は、B 株式会社）に勤務していた。長年勤められていた「C さん」という方に誘われて入社した。38 年から 44 年までの期間のうち、数か月間 D 市 E 区 F にあった株式会社 G（後に、H 株式会社）の I 工場に勤務していた。いずれの期間においても年金記録が無いので、調べてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち一部の期間において、A 社に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、B 株式会社に照会をしたところ、同社が保管する厚生年金保険加入記録及び在籍記録において、申立人の名前は見当たらず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間①当時申立人が勤務していたとする営業所の存在は確認できるが、当該営業所に勤務していた従業員の関係書類等は現存していないため、申立人が記憶する元同僚を特定することができず、申立人の勤務実態等の供述を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間のうち一部の期間において、株式会社 G の I 工場に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、株式会社Gの当時の事業主は既に亡くなっており、元役員及び複数の元同僚に照会をしたが、申立人を覚えておらず、申立人の勤務実態及び勤務期間を確認できる供述を得ることはできない。

また、上記元役員は、「申立人が勤務していたのは、下請け事業所で、株式会社Gでは雇用していない。下請け事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、経理を担当していた元同僚は、「I工場の従業員は、社員ではなかったため厚生年金保険に加入していなかった。社員については本社で賃金計算をしていたが、申立人の名前に覚えが無く、社員ではなかった。」と供述している。

加えて、もう一人の元同僚は、「I工場は、株式会社Gとは別の事業所で、下請け事業所であった。」と供述している上、下請け事業所の名前を記憶していないため下請けであったとする事業所を特定することはできない。

また、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 19 日まで
申立期間において、A店（現在は、株式会社B）に社員として勤務し、土木工事の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険加入期間とし、重複して納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同店が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 48 年 5 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の記憶している元同僚は、「厚生年金保険に加入していない間は、給与から保険料を引かれることは無かった。」と供述している。

なお、A店は、申立期間より後の昭和 48 年以降に業務を開始したとしており、オンライン記録では、申立期間において、A店の創業者は別の事業所に勤務し、その事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 9 日から 31 年 9 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和 33 年 6 月 19 日から 36 年 8 月 3 日まで
(B株式会社)

A株式会社及びB株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを意味する「回答済 37.10.31」の記載が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人には、申立期間の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 16 日から 50 年 4 月 1 日まで
株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金を受領した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金支給額は法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。